

■払出の対象はおおむね次に記載のものです。

(1) 広報・啓発に関すること

- ・ 取組み活動の周知及び啓発などに必要な費用（周知・啓発用チラシ・ポスター・冊子作成費など）
- ・ 啓発のための講演会などの費用（講師への謝礼金や資料代、郵送費など）

(2) 運営に関すること

- ・ 施設の使用料（家賃は不可）
- ・ 事業の運営に必要なパソコンやプリンターなどの購入費（参加者の管理、チラシの作成、事業管理に資することを目的とすること）

(3) 居場所づくりに必要な備品などの購入費

- ・ 机、椅子、ホワイトボード、パーテーションなどの備品（筆記具、ノートなどの消耗品は不可）
- ・ 学習教材（教科書、参考書、問題集など）
- ・ レクリエーションなどに使う備品

※コロナの状況も踏まえ、感染防止に係る備品、つながりづくりに係る備品等も可能とする

(4) 食の支援に関する備品などの購入費

※食の支援を行う計画が明確であることが前提であり、実施しない場合は不可。

- ・ 食器及び調理道具（皿、コップ、フライパンなど）
- ・ 調理器具（ホットプレート、ガスコンロ、電磁調理器、オーブンレンジなど）
- ・ 冷蔵庫、食器洗い乾燥機
- ・ 食器棚、食材などの保管棚（庫）

(5) 居場所づくりに必要な環境整備

※事業実施場所の資産価値を高めるような改修は不可。

- ・ カーペット（電気カーペット含む）、こたつ、エアコン
- ・ 看板、蛍光灯や照明、雰囲気づくりのための装飾品など（クリスマスなど一定時期のみ使用するものは不可）

※コロナの状況も踏まえ、オンラインの環境整備等も可能とする

■対象とならない助成及び注意点は次のとおりです。

(注1) 上記の(1)～(5)の内容であっても、必ずしも助成の対象とはなりません。本会から内容確認の連絡をさせていただくことがあります。

(注2) 通常の電話代や家賃、人件費などの運営経費や自らの責任において負担すべき経費（飲食代など）は対象としません。

(注3) 月額料のようなランニングコストが発生する物品（コピー機やパソコンのリース料など）そのものについては対象としません。

(注4) 運営ボランティア養成に係る経費については対象としません。